

議案第 22 号

四條畷市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について

次のとおり四條畷市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定につき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 2 日 提出

四條畷市長 錢 谷 翔

提案理由

令和 7 年 9 月策定の新たな教育大綱の実効性や効率性、効果の広がりを見据え、教育委員会の職務権限に属する事務の一部を市長部局に移管する特例条例の制定を行いたく、本案を提案した。

四條畷市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

(1) 社会教育に関する機関のうち、次に掲げるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12条に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものと含む。）。

- ア 四條畷市市民総合センター条例（昭和55年条例第18号）に規定する四條畷市市民総合センター
- イ 四條畷市立図書館条例（昭和55年条例第19号）に規定する四條畷市立四條畷図書館及び四條畷市立田原図書館
- ウ 四條畷市立公民館条例（昭和55年条例第20号）に規定する四條畷市立公民館
- エ 四條畷市夜間運動場条例（昭和57年条例第16号）に規定する四條畷市夜間運動場
- オ 四條畷市立歴史民俗資料館条例（昭和60年条例第18号）に規定する四條畷市立歴史民俗資料館
- カ 四條畷市立教育文化センター条例（昭和63年条例第6号）に規定する四條畷市立教育文化センター
- キ 四條畷市立市民活動センター条例（平成18年条例第43号）に規定する四條畷市立市民活動センター
- ク 四條畷市立市民総合体育館条例（平成6年条例第34号）に規定する四條畷市立市民総合体育館
- ケ 四條畷市体育施設条例（平成7年条例第12号）に規定する市民グラウンド、市民グラウンドテニスコート、市民運動広場清滝、市民運動広場さつき、青少年コミュニティ運動広場、なわて水みらいセンターテニスコート及び田原テニスコート
- コ 四條畷市立野外活動センター条例（平成2年条例第6号）に規定する四條畷市立野外活動センター

- (2) スポーツに関すること。(学校における体育に関するることを除く。)
- (3) 文化に関すること。(次号に掲げるものを除く。)
- (4) 文化財の保護に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に関し、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に四條畷市教育委員会（法第25条第1項の規定により教育長に委任された事務に係るものにあっては、教育長。以下この項において同じ。）が行った許可、任命その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するもの又は施行日前に四條畷市教育委員会に対して行われた申請その他の行為は、施行日以後において、市長により行われた許可、任命その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

(四條畷市職員定数条例の一部改正)

3 四條畷市職員定数条例（昭和24年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「320人」を「340人」に改め、同条第7号中「69人」を「49人」に改める。

(四條畷市市民総合センター条例の一部改正)

4 四條畷市市民総合センター条例（昭和55年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「四條畷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条及び第7条中「教育委員会」を「市長が」に改める。

第8条各号列記以外の部分及び同条第3号、第9条、第10条第2項から第4項まで並びに第11条第4号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条中「教育委員会」を「市長が別に」に改める。

(四條畷市立図書館条例の一部改正)

5 四條畷市立図書館条例（昭和55年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条中「教育委員会」を「市長が別に」に改める。

(四條畷市立公民館条例の一部改正)

6 四條畷市立公民館条例（昭和55年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項、第5条第2項及び第6条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条及び第8条中「教育委員会」を「市長が」に改める。

第9条各号列記以外の部分及び同条第3号、第10条第2項から第4項まで並びに第11条第4号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条中「教育委員会」を「市長が別に」に改める。

(四條畷市立図書館協議会条例の一部改正)

7 四條畷市立図書館協議会条例（昭和55年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条中「教育委員会」を「市長が別に」に改める。

(四條畷市立公民館運営審議会条例の一部改正)

8 四條畷市立公民館運営審議会条例（昭和55年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条中「教育委員会」を「市長が別に」に改める。

(四條畷市夜間運動場条例の一部改正)

9 四條畷市夜間運動場条例（昭和57年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「四條畷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条から第7条まで、第9条、第10条及び第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(四條畷市立歴史民俗資料館条例の一部改正)

10 四條畷市立歴史民俗資料館条例（昭和60年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「四條畷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条、第6条各号列記以外の部分及び同条第3号、第7条第2項から第4項まで並びに第8条第2号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条中「教育委員会」を「市長が別に」に改める。

(四條畷市文化財愛護基金条例の一部改正)

1 1 四條畷市文化財愛護基金条例（昭和61年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(四條畷市立教育文化センター条例の一部改正)

1 2 四條畷市立教育文化センター条例（昭和63年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「四條畷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第2項、第5条第2項、第7条及び第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会規則（以下「規則」という。）で」を「市長が規則（以下「規則」という。）で」に改める。

第15条、第16条第2項から第4項まで及び第17条第5号中「教育委員会」を「市長」に改める。

(四條畷市立野外活動センター条例の一部改正)

1 3 四條畷市立野外活動センター条例（平成2年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「四條畷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第2項、第5条第2項、第6条、第7条、第15条、第16条第2項から第4項まで、第17条第5号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会規則（以下「規則」という。）で」を「市長が規則（以下「規則」という。）で」に改める。

(四條畷市立市民総合体育館条例の一部改正)

1 4 四條畷市立市民総合体育館条例（平成6年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「四條畷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条、第15条、第16条第2項から第4項まで及び第17条第5号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条中「教育委員会の」を「市長が」に改める。

(四條畷市体育施設条例の一部改正)

15 四條畷市体育施設条例（平成7年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「四條畷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第2項、第6条、第7条、第9条、第10条、第12条、第14条、第15条第2項から第4項まで及び第16条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条中「教育委員会の」を「市長が」に改める。

(四條畷市立市民活動センター条例の一部改正)

16 四條畷市立市民活動センター条例（平成18年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条中「四條畷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条、第5条、第6条、第7条及び第12条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(四條畷市文化財保護条例の一部改正)

17 四條畷市文化財保護条例（平成20年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条中「四條畷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第6条第1項から第3項まで及び第6項並びに第7条第1項、第4項及び第5項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条第1項中「四條畷市教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）及び教育委員会」を「規則及び市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条及び第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会」を「市長」に、「委員会規則で」を「市長が規則で」に改める。

第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条第1号中「委員会」を削る。

第15条第1項及び第2項並びに第16条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会」を削り、同条第3項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条の見出し中「教育委員会」を「市」に、同条第1項中「教育委員会は」を「市長は」に、同項中「教育委員会が」を「市が」に、同条第3項中「教育委員会は」を「市長は」に、同項中「教育委員会の」を「市の」に、同条第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第19条第1項及び第2項、第21条、第22条、第23条第1項、第24条第1項から第3項まで、第6項及び第7項並びに第25条第1項、第2項及び第6項から第8項まで中「教育委員会」を「市長」に改める。

第26条中「委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第27条第1項及び第3項並びに第28条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第29条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に、同条第3項中「教育委員会」を「市」に、同条第5項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第30条第1項並びに第31条第1項及び第7項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第32条第1項中「教育委員会」を「市長」に、同条第2項中「委員会規則で」を「市長が規則で」に、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第34条第1項、第35条、第36条第1項、第37条第1項及び第38条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第39条第1項中「委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第41条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第42条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会規則で」を「市長が規則で」に改め、同条第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第44条第1項中「教育委員会」を「市長」に、同条第3項中「教育委員会」を「市」に改める。

第45条第1項及び第2項、第46条第1項、第2項及び第6項、第48条第1項並びに第50条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第51条中「教育委員会に」を削る。

第53条第1項、第57条第2項、第58条及び第59条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第60条中「委員会規則で」を「市長が規則で」に改める。

第62条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会条例の一部改正)

1 8 四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会条例（平成27年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「四條畷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に、「教育委員会に」を「市長に」に改める。

第4条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条中「教育委員会規則で」を「市長が規則で」に改める。

(四條畷市文化財保存活用地域計画協議会条例の一部改正)

1 9 四條畷市文化財保存活用地域計画協議会条例（令和7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「四條畷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第3条第7号並びに第4条第1項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。